

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和3年10月18日(月) 12時57分～14時51分		
開始場所	広島合同庁舎4号館2階 11号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県はん用機械器具製造業等最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県はん用機械器具製造業等最低賃金の改正決定について</p> <p>事務局から、前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長から労働者側委員および使用者側委員に最低賃金の改正について意見表明が求められた。</p> <p>労働者側委員からは、「2年前に公正競争ケースから労働協約ケースへの移行を進めるとの話があったが、実際にはまだ進んでいない。近隣他県との比較において、県最賃と特定最賃を比較し、優位性を見ても広島県は他県に比べて弱いと考える。本年度の県最賃の上昇額28円に賃金改善分5円を加えた33円を金額提示したい。」との意見表明があった。</p> <p>それに対して、使用者側から、「第6波への不安や先行きが見通せず、新型コロナに伴う経営環境に不安が残る。取引先の自動車業界の半導体不足も不安材料である。優先すべきは企業の存続と雇用の確保であり、賃上げはその次である。最低賃金は経済に連動して上げるべきであると考えており、雇用調整助成金をもらいながらの賃上げには違和感がある。これらのことから、引上げ額は1%の10円を提示する。」との意見表明があった。</p> <p>審議を続けた結果、使用者側からは、経営環境は厳しいが15円の引上げ、労働者側からは、県最賃や春闘結果を考慮して30円引上げの意見表明がそれぞれなされた。</p> <p>しかし、結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の日程調整が行われた。</p> <p>第3回 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 日 時 10月28日(木) 午前9時30分～ 会 場 合同庁舎2号館7階5号会議室 主な議題 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について</p>			